字辻　一五八番一から一五八番五まで
字又兵衛前道マタゲ　一六〇番一から一六〇番五まで
字又兵衛屋敷下　一五九番
字又兵衛邸下　一六一番
字又兵衛古屋邸　一六二番
字中家前　一六三番
字中屋前　一六四番
字中屋新屋敷　一六五番
字辻屋敷　一六六番から一六八番まで
字北の上　一六九番
字家の上　一七一番一
字赤池の下　一七二番から一七五番まで
字当の下　一七六番一及び一七六番二
字山の神上　一七八番
字風呂屋北峪　一九一番
字池の南　一九二番一から一九二番三まで
字風呂屋池　一九三番
字風呂屋北谷　一七九番
字今造谷　一八〇番一
字家の東　一八三番
字寺下　一八四番一
字寺北　一八一番
字家の後　一八二番一及び一八二番二
字赤池　一八七番一及び一八七番二
字山の神　一八八番
字古屋敷　一八九番一
字前場　一九四番
字風呂谷　一九五番一
一九六番一及び一九六番二
一九七番一
一九七番三
二〇三番一及び二〇三番二
二〇七番
二〇九番一及び二〇九番二
二一八番
字赤池の下　一九七番二
一九七番四
字当の下　二〇〇番一及び二〇〇番二
二〇〇番五
二〇〇番九及び二〇〇番一〇
字風呂屋北峪　二〇二番二
字池の南　二〇四番一
二〇五番
字風呂屋池　二〇六番一及び二〇六番二
二一二番
二一五番及び二一六番
字風呂屋北谷　二一三番
字今造谷　二一四番一から二一四番四まで
二一五番一及び二一五番二
二一七番
二三一番二
二三二番及び二三三番
二三五番
二三七番
二四一番
二五〇番及び二五一番
二三〇番四
二三八番及び二三九番
二四四番
二六九番
二四六番一及び二四六番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
岡山県久米郡久米南町下弓削
字寺下　二四五番　一号
二四四番　二号
二三七番二　三号
二二八番　四号
二二五番　五号

○防衛省告示第百七十一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十二年九月二十七日

防衛大臣　北澤　俊美

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1)　北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五五秒 (2)　北緯三四度一四分三二秒　東経一三九度一八分三七秒 (3)　北緯三四度〇七分三〇秒　東経一三九度二一分四四秒 (4)　北緯三四度〇六分四八秒　東経一三九度一三分二九秒 (5)　北緯三四度一四分一二秒　東経一三九度一四分四九秒 (6)　北緯三四度二〇分一八秒　東経一三九度一五分一三秒	平成二十二年十月四日から同月二十六日までの間、毎日午前七時から午後五時三十分まで	すべての漁船の操業の禁止

○北陸地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八　号　糸魚川市大字能生字古道八一九番四から同市大字能生字鱗七三四番三まで（ただし、関係図面に表示する部分の　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

み）

供用開始の期日　平成二十二年九月二十七日

○北海道開発局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十七日

北海道開発局長　高松　泰

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道雨竜郡秩父別町字秩父別二一〇三番一一〇から同郡北竜町字美葉牛一五三番一まで	前 A	一二・六〇～五〇・三四	一六・〇八五	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C	二四・〇〇～四三・〇〇	一五・〇八六	
	後 A	一二・六〇～五〇・三四	一六・〇八五	
	後 B・C	二四・〇〇～四三・〇〇	一五・〇八六	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部